

## 大和市条例第7号

### 大和市介護保険条例の一部を改正する条例

大和市介護保険条例(平成12年大和市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第7条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第1号中「者」の次に「(同号ハ及びニに掲げる者を除く。)」を加え、「29,340円」を「29,760円」に改め、同条第2号中「令第39条第1項第2号」を「令第39条第1項第1号ハ又はニ」に、「29,340円」を「29,760円」に改め、同条第3号から第6号までを次のように改める。

(3) 令第39条第1項第2号に掲げる者 41,664円

(4) 令第39条第1項第3号に掲げる者 44,640円

(5) 令第39条第1項第4号に掲げる者 53,568円

(6) 令第39条第1項第5号に掲げる者 59,520円

第7条第7号中「67,482円」を「68,448円」に改め、同号ア中「合計所得金額」の次に「(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)」を加え、同号イ中「要保護者」の次に「(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)」を加え、同条第8号中「73,350円」を「74,400円」に改め、同条第9号中「88,020円」を「89,280円」に改め、同条第10号中「96,822円」を「98,208円」に改め、同条第11号中「114,426円」を「116,064円」に改め、同条第12号中「117,360円」を「119,040円」に改める。

附則第3項を次のように改める。

(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

3 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間には行わず、その翌日から行うものとする。

附則第4項、第5項の前の見出し及び同項から第7項まで並びに附則第8項の前の見出し並びに同項及び第9項を削り、附則第10項を附則第4項とし、附則第11項を附則第5項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第7条の規定は、平成27年度分以後の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。